AnyData 利用約款

AnyData の利用申し込みをしたお客様(以下「【利用者】」といいます。)と、AI inside 株式会社(以下「【AI inside】」といいます。)とは、【AI inside】が【利用者】に対して提供するサービス「AnyData」(以下「本サービス」といいます。)について、次の条項(以下「本約款」といいます。)のとおり契約(申込書の記載又は【AI inside】と【利用者】との間の個別の書面による合意を含み、以下「本契約」といいます。)します。

本契約は、【AI inside】所定の申込書(Web フォームを含みます。以下同じ。)により【利用者】が 【AI inside】に対して本サービスの申込みを行い、【AI inside】が承諾の通知を行うことにより、成立 します。なお、【AI inside】が【利用者】に対して、本サービスを利用するための初期アカウントを発 行した旨通知し、又は、【利用者】からの申込みに基づき本サービスの利用を可能とした場合は、 【AI inside】は承諾の通知をしたものとみなされます。

【AI inside】に対して、申込みを行い又は申込書に押印(これに準ずる電磁的な措置を含みます。以下、同じ。)をした各個人は、【AI inside】に対し、【利用者】のために当該申込み又は押印のための正当な権限及び能力を有していること、本契約を締結するについて何人からの何らの異議申立てがなされないこと、並びにかかる事態が生じた場合第三者からの一切の要求に対し自己の責任と負担においてこれに対処し、【AI inside】に何らの迷惑及び損害を与えないことを保証するものとします。

また、【AI inside】の特約店から本サービスの利用権を購入した者が本サービスの利用を開始したときには、当該者は本約款に同意したものとみなされ、【利用者】として、本約款の適用を受けます。

申込書の記載と本約款との間に齟齬がある場合は、本約款に特段の定めのない限り、申込書の記載が優先されます。申込書を除く【AI inside】と【利用者】との間の合意(契約、覚書、電子メール等のやり取り、その他一切の合意を含み、以下「別契約」といいます。)と本約款との間に齟齬がある場合は、本約款の定めが優先するものとします。ただし、別契約が書面(電子メール等の電磁的方法を含みます。)で締結されており本約款に優越する旨が別契約内で明示されている場合は、本約款に特段の定めのない限り、別契約の定めが優先するものとします。

第1条 (本サービス)

- 1. 【利用者】は、本契約の期間中、本約款に定める条件にて、本サービスを利用することができます。
- 2. 本サービスの利用に必要となる機器、ソフトウェア、通信回線等で【AI inside】が提供しないものについては、別途両者合意する場合を除き、【利用者】が自己の責任と負担において用意するものとします。
- 3. 本サービスは、【利用者】が自ら電子データを処理するためのクラウドサービスとし、本サービスの詳細は、別途【AI inside】が定めた仕様によります。
- 4. 【AI inside】は、【利用者】からの依頼又は許可がない限り、対象データ及び成果物を閲覧しません。
- 5. 本約款において、次の用語は、次の定義にしたがいます。

「学習用データセット」:対象データを人工知能の開発のために成形又は加工したもの「学習済みパラメータ」:学習用データセットを用いた、人工知能の学習の結果得られたパラメータ(係数)

「学習済みモデル」: 学習済みパラメータを組み込んだ人工知能のプログラム

「学習用プログラム」: その入力として学習用データセットを利用することにより、学習済み

パラメータを生成するためのプログラム

「対象データ」: 本サービスにアップロードその他入力された画像データ及び数値デ

ータ等のデータ

「成果物」: 本サービスの成果として生成される学習用データセット及び【利用者】が学習済みモデルを用いて出力した推論結果

第2条 (サービス利用料金)

- 1. 【利用者】は、【AI inside】に対して、本サービスの利用料金及びこれに対する消費税等相当額を支払うものとします。
- 2. 本サービスの利用料金及び支払期日は、【AI inside】が定める価格表のとおりとします。
- 3. 本サービスの利用料金の支払方法は、【AI inside】の指定する銀行口座への振込みとし、振 込手数料は【利用者】の負担とします。
- 本サービスの利用料金は、事由の如何にかかわらず、支払後の返還は行われません。
- 5. 第1項から前項までにかかわらず、【利用者】が特約店から本サービスの利用権を購入した場合、【利用者】は特約店との取り決めに基づいて利用料金を支払うものとします。

第3条 (禁止事項等)

- 1. 本約款に明示に定める場合を除き、【利用者】は、本サービスを第三者(利用者の子会社その他の関係会社を含みます。以下同じ。)に利用させることはできません。
- 2. 【利用者】は、本契約に明示的に定めのある場合を除き、本サービスを構成する全てのプログラム(以下「本ソフトウェア」といいます。)の複製、翻案、第三者に対する開示、再使用権の設定、頒布、販売、譲渡、貸与、提供等を行うことはできません。
- 3. 【利用者】は、本ソフトウェアについて、逆アセンブル(オブジェクトコードを、アセンブリ言語で 記述されたソースコードに変換すること)、逆コンパイル(オブジェクトコードをコンパイラ型言語 によるソースコードに変換すること)、その他リバースエンジニアリング技法(ソフトウェアの構 造・内容を分析し、そこから動作原理、フロー、ソースコードなどを調査すること、蒸留(学習済 みモデルにデータの入出力を繰り返すことで得られる結果をもとに学習すること及びその類似 行為)を含みます。)を行ってはならないものとします。また、【利用者】は、本サービスの利用 にあたって次の各号に該当する事項を行ってはならないものとします。
 - 【AI inside】、【AI inside】と本サービス(類似のサービスを含みます。)を契約している他の 契約者その他第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシーを含む人権等 を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - 2 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
 - 3 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
 - 4 本サービスの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
 - 5 【AI inside】に対して虚偽の事項を届け出る行為
 - 6 コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて若しくは本サービスに関連して使用、送信、書き込み又は提供する行為
 - 7 その他法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
 - 8 本サービスを利用して、本サービスと同種の又は類似するサービスを第三者に提供する 行為
 - 9 【AI inside】が仕様等又は【利用者】への通知において禁止した態様で本サービスを利用する行為(仕様に定めた上限を超過するデータをアップロードする行為を含みます。)
 - 10 本サービスに過剰に負荷をかける態様で本サービスを利用するなど、本サービスの運営 に支障をきたす行為その他の【AI inside】が不適切と判断する行為
- 4. 【利用者】は、本サービスへの対象データの入力、データの加工等、成果物の利用その他の本サービスの利用及びこれに関連する行為について、法令違反、権利侵害、炎上等が発生しないよう、自己の責任において、対象データの適切な選定その他の必要な措置を実行するものとします。【利用者】の行為に起因して、法令違反、権利侵害、炎上等が発生した場合、【AI inside】は責任を負いません。また、この場合において【AI inside】に被害(レピュテーションに関するものを含みます。)が生じたときは、【利用者】は【AI inside】に対し損害賠償を行う

ほか、【AI inside】の求めに応じて、合理的な調査声明等の公表への協力を行うものとします。

第4条 (本サービスの停止)

- 1. 【利用者】が本サービスの利用料金の支払いを一部でも怠った場合、【AI inside】は【利用者】 に対する本サービスの提供を停止することがあります。
- 2. 【利用者】が【AI inside】の特約店から本サービスの利用権を購入している場合、【利用者】が 特約店への利用料金の支払いを一部でも怠ったことを理由に特約店が【AI inside】にサービスの提供を停止するよう求めたときは、【AI inside】は【利用者】に対する本サービスの提供を 停止することがあります。
- 3. 【利用者】は前二項に定めるサービス停止中も利用料金について減免されないことをあらかじめ了承します。また、前項に定めるサービス停止により【利用者】その他の第三者が損害を被ったとしても、【AI inside】は、その賠償の責任を負いません。

第5条 (本サービスに関する権利)

- 1. 対象データ及び学習用データセットについての一切の利用権限(本契約遂行の目的以外の目的で利用する権利、改変する権利、第三者に提供し又は利用許諾する権利を含みます。また、著作権が発生する場合、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。)を含みます。以下同じ。)は、【利用者】に帰属します。
- 2. 学習用プログラム及び学習済みモデルについての利用権限は、【AI inside】又は【AI inside】 が許諾を得ている第三者に帰属します。
- 3. 前二項に定めるもののほか、本サービスに係る、アイデア(発明、考案を含みます。)、ノウハウ (データ変換等に係るアルゴリズム等を含みます。)、著作権、特許権、商標権、その他一切の 知的財産権(【利用者】から【AI inside】に対して提供された要望、提案、意見、アイデア等に 依拠し、又は、【AI inside】が本契約の履行の過程で考案・創作等したものにかかる権利を含みます。)は、【AI inside】又は【AI inside】が許諾を得た第三者に帰属します。

第6条 (契約期間)

- 1. 本契約の有効期間は、申込書に記載された利用開始日から起算して1年間とします。なお、 【利用者】又は【AI inside】のいずれかより、本契約の有効期間満了の1か月前までに書面 (【AI inside】承諾のもと、電磁的方法によることがあります。)により本契約の更新を行わない 旨の通知がない場合、本契約は1年間更新されるものとし、以降も同様とします。
- 2. 【利用者】は、本契約の明文の規定に基づき本契約を解除する場合を除き、本契約を解約する場合、解約日の属する月の翌月末日までに、解約日の翌日から前項に基づく契約期間の終了日までの期間に対応する利用料金(リクエスト料を除きます。なお、消費税等相当額を含みます。)に相当する額を一括して【AI inside】に支払うものとします。本項に基づき解約する場合、【利用者】は、【AI inside】に対し、解約日の1か月前までに通知することを要するものとします。
- 3. 【AI inside】は、【利用者】に対し、1か月前までに通知することにより、本契約を解約(本契約の有効期間開始前の解約を含みます。)することができるものとします。
- 4. 【利用者】が特約店から本サービスの利用権を購入した場合、第1項から前項までの規定にかかわらず、本契約の有効期間は、【利用者】により当該利用権に基づく本サービスの利用が開始されたときから、当該利用権に係る【AI inside】と【AI inside】の特約店との間の契約又は【利用者】と【AI inside】の特約店との間の契約が終了したときまでとします。

第7条 (サービスの中断)

1. 以下の何れかの事由が生じた場合、【AI inside】は、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。【AI inside】は、これらに起因して【利用者】又は第三者が被った損害についてのいかなる責任をも負わないものとします。

- 1 システム・ハードウェア等の保守を定期的又は緊急に行う場合
- 2 ネットワーク障害が発生した場合
- 3 火災、爆発、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合
- 4 地震、台風、噴火、洪水、津波等の天災又は伝染病等によりサービスの提供ができなくなった場合
- 5 戦争、テロ、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合
- 6 法令の変更、条例、規則、通達、行政指導その他の公的機関の指導によりサービスの提供ができなくなった場合
- 7 【利用者】が本契約に違反する行為を行った場合
- 8 コンピュータウイルス、ハッキング等に対するセキュリティ上の緊急対策を行う場合
- 9 その他、運用上あるいは技術上、本サービスの中断が必要と【AI inside】が合理的な理由に基づき判断した場合
- 2. 【利用者】が、本サービスに過剰に負荷をかける態様で本サービスを利用するなど、本サービスの運営に支障をきたす行為をしていると【AI inside】が合理的な理由に基づき判断した場合、【AI inside】は【利用者】に通知したうえ、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。【AI inside】は、これらに起因して【利用者】又は第三者が被った損害についてのいかなる責任をも負わないものとします。

第8条 (仕様の変更)

【AI inside】は、【利用者】への事前の許可・通知等なく、本サービスの仕様の変更を行うことができます。

第9条 (秘密保持及び個人情報保護)

- 1. 本契約において「秘密情報」とは、【利用者】又は【AI inside】が、相手方への開示にあたり、口頭、書面等の手段及び媒体(電子メール、光ディスク、USB メモリ、HDD など)を問わず秘密である旨を明示した、技術情報、営業情報、サンプル、ソフトウェア、ハードウェア、仕様書を含む一切の情報、及び、秘密である旨の明示の有無にかかわらず、【利用者】が【AI inside】に開示した対象データ及び成果物に含まれる情報、【AI inside】が【利用者】に開示した本サービスの提供に関する条件を意味するものとします。本契約において秘密情報を開示する当事者を「開示者」といい、開示者から秘密情報の開示を受ける者を「被開示者」といいます。ただし、以下の各号に定める情報は、個人情報を除き、秘密情報に含まれないものとします。
 - 1 開示の時点で既に被開示者が適法に保有していた情報
 - 2 開示の時点で公知の情報
 - 3 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - 4 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなしに入手した情報
 - 5 相手方から開示された情報によらず、被開示者が独自に開発した情報
 - 6 相手方が公表することを書面により事前に同意した情報
- 2. 被開示者は、秘密情報を第三者に開示、提供、若しくは漏洩し、又は、本契約の遂行の目的 以外に使用してはなりません。ただし、被開示者は、裁判所の命令その他公的機関による法 令に基づく開示の要求があった場合、当該公的機関に対してのみ秘密情報を開示することが できるものとします。この場合、被開示者は開示に先立ち開示者と協議するものとします。
- 3. 前項にかかわらず、被開示者は、秘密情報を、本契約の遂行のために知ることの必要な範囲の、役員、従業員(派遣社員を含みます。)及び第10条に基づく【AI inside】の委託先並びに弁護士、公認会計士、税理士等法律上の守秘義務を負う専門家に対して開示することができます。この場合、第三者に相手方の秘密情報を開示する当事者は、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を遵守させなければならず、また当該第三者による秘密保持について一切の責任を負います。

- 4. 被開示者は、秘密情報を厳に秘密として保持することとし、善良な管理者の注意をもって管理 しなければならず、本契約の遂行に必要な場合を除き、開示を受けた秘密情報を複製しては ならないこととします。
- 5. 開示者は、秘密情報の管理状況について、被開示者に対して何時でも書面による報告を求めることができることとします。この場合において、秘密情報の漏洩等のおそれがあると認められる場合、開示者は、被開示者に対して秘密情報の管理方法の是正を求めることができるものとします。
- 6. 被開示者は、秘密情報を紛失若しくは漏洩し、又はそれらの可能性があることを知った場合は、直ちに開示者に報告するとともに、漏洩防止のための措置を講じなければならないものとします。
- 7. 個人情報(個人情報保護法における定義によります。)は秘密情報とみなします。【利用者】及び【AI inside】は、本サービスの提供又は利用に付随して個人情報を取り扱う場合、適切に取り扱うものとし、個人情報保護法その他の法令に反する取扱いを行ってはならないものとします。
- 8. 第1項から前項までにかかわらず、【利用者】が特約店から本サービスの利用権を購入した場合、【AI inside】は、特約店としての役割に必要な範囲で、当該特約店に対して、【利用者】の利用状況に関する情報を共有することがあります。

第10条 (第三者委託)

【AI inside】は、本サービスに関する業務の一部を自己の責任において第三者に再委託できるものとします。

第11条 (解除)

【利用者】又は【AI inside】は、相手方について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相手方に対する催告なくして、直ちに本契約を解除できるものとします。また、当事者が、下記事由に該当した場合、当該当事者は、本契約に基づき発生した当該当事者のすべての債務について、期限の利益を失うものとします。なお、本条に定める解除権の行使は、相手方に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

- 1 本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
- 2 事業全部の譲渡、会社分割、合併、又は解散があったとき
- 3 監督官庁により営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
- 4 仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、又はこれに準ずる手続の申し立てがあったとき
- 5 公租公課の滞納処分を受けたとき
- 6 振り出した小切手、手形を期日に決済せず、若しくは金融機関から取引停止処分を受けたとき、又は支払停止、支払不能等の事由を生じたとき
- 7 財産状態が著しく悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- 8 災害その他やむを得ない事由により、本契約の履行が困難と合理的に認められるとき
- 9 第20条の表明保証に反したとき
- 10 【利用者】の登録事項に虚偽の事実があることが判明したとき
- 11 【利用者】の登録したメールアドレス等の連絡先で連絡がとれないとき
- 12 【利用者】が、【AI inside】、本サービスの他の使用者又は第三者に損害を生じさせるおそれのある態様で本サービスを使用しようとしたとき
- 13 その他、【AI inside】が【利用者】による本サービスの使用の継続を適当でないと判断したとき

第12条(契約終了後)

1. 【利用者】は、本契約が終了したときは、【AI inside】が提供した本サービスに関する一切の資

- 料(学習済みモデルによる推論結果を除きます。)を、【AI inside】の指示に従い、返却又は破棄するものとします。
- 2. 本契約の終了事由の如何にかかわらず、本契約終了後といえども、第3条、第5条、第9条、本条、第14条から第20条までは、有効とします。

第13条 (変更)

- 1. 【AI inside】は、本約款又は本サービスの利用料金を変更することがあります。変更内容が【利用者】にとって不利益でないと認められる場合(利用者一般にとって有利な変更である場合、新機能や新サービスの追加である場合、変更の通知時において対象となる個別の機能やサービスを利用していない場合、変更される利用料金が【利用者】に適用されていない場合、変更内容の【利用者】への適用がない場合を含みます。以下、本条において同じ。)を除き、【利用者】は、【AI inside】の行った変更の通知後1か月以内に、【AI inside】に対して解除の通知を行うことにより、【AI inside】が通知した変更の適用開始日の前日と解除の通知の日のうちいずれか遅い日をもって本契約を解除することができます。当該期間内に解除の通知がない場合(変更内容が【利用者】にとって不利益でないと認められる場合を含みます。)、【AI inside】が通知した適用開始日に、本約款又は本サービスの利用料金の変更の効力が生ずるものとします。
- 2. 前項の場合のほか、本契約は、書面(【AI inside】承諾のもと、電磁的方法による場合があります。)による両当事者の合意によってのみ変更されるものとします。
- 3. 【利用者】が特約店から本サービスの利用権を購入した場合、【AI inside】の特約店が第1項と同等の解約方法を用意しているときは、【利用者】は第1項に基づく解除をすることはできず、 【利用者】は、変更内容の適用を避けるためには、特約店との取り決めに基づき、特約店との契約を解約する必要があります。

第14条 (責任)

- 1. 【AI inside】は本サービス及び成果物について、その完全性、正確性、適用性、目的適合性、有用性、利用可能性、安全性、確実性等につきいかなる保証もしません。本サービスにおける【AI inside】の責任は、本サービスを【利用者】のために合理的な努力をもって提供することに限られるものとします。当該提供がなされなかったことに起因して【利用者】に損害が生じた場合には、【AI inside】は次条(損害賠償)に従って責任を負うものとします。【AI inside】は、【AI inside】の環境において本ソフトウェアにつき必要な動作テストを実施していますが、すべての環境において、本ソフトウェアが仕様どおりに動作することを保証するものではありません。
- 2. 前項により責任を負う場合を除き、【AI inside】は本サービスにおいて、【利用者】の損害に対して一切責任を負わないものとします。【利用者】が成果物を利用する場合、すべて【利用者】 の判断と責任で利用するものとし、【AI inside】には一切責任はありません。
- 3. 第1項にかかわらず、成果物の内容、【利用者】が自ら調達した機器、ソフトウェア、通信回線等が原因で【利用者】に損害が発生した場合、又は【利用者】若しくは第三者に帰責事由があることにより損害が発生した場合には、【AI inside】は、【利用者】の損害に対して一切責任を負わないものとします。
- 4. 本サービスでは、Amazon Web Services を利用することがあります。その不具合等(サービスの変更・停止・廃止等を含みます。以下、本項において同じ。)に起因して本サービスに不具合等が生じた場合、【AI inside】はその不具合等に関する責任を負いません。
- 5. 【利用者】は、対象データ等について、自らの責任で同一のデータをバックアップとして保存しておく等するものとし、【AI inside】は本サービスに関する全データにつき、その保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。
- 6. 【利用者】による本サービスの利用によって【AI inside】に損害が発生した場合には、【利用者】 は【AI inside】が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、【AI inside】に生じた損害(特別損

害、逸失利益を含みます。)を賠償するものとします。なお、【利用者】が本約款に違反し本サービスを利用することにより利益を得ている場合は、【利用者】が得た利益の金額が損害賠償額の下限となるものとします。

- 7. 【AI inside】が、不可抗力(ネットワーク障害、火災、爆発、停電等、地震、台風、噴火、洪水、 津波等の天災、伝染病等、戦争、テロ、動乱、暴動、革命、国家の分裂、騒乱、労働争議等、 法令の変更、条例、規則、通達、行政指導その他の公的機関の指導、コンピュータウイルス、 ハッキング等を含みますが、これに限りません。)により、本契約上の義務を履行せず、又は履 行を遅滞した場合、【利用者】に対して責任を負わないものとします。
- 8. 【利用者】が本サービスを外国(日本国外の国・地域をいいます。以下同じ。)において利用したことにより、外国における知的財産権を侵害し、又は、外国における個人情報保護法制その他の外国法に違反する事態が生じた場合、【AI inside】はその責任を負いません。また、当該場合において、【AI inside】が損害を被ったときは、【利用者】は、【AI inside】に生じた損害を賠償するものとします。

第15条 (損害賠償)

- 1. 【AI inside】が本契約の不履行に関し、【AI inside】の責めに帰すべき事由により【利用者】に 損害を与えた場合、【AI inside】は【利用者】に対して当該事由の直接の結果として、【利用 者】が現実に被った通常の損害に限り賠償するものとします。ただし、本契約の不履行につい て【AI inside】に故意又は重大な過失がある場合を除き、次の各号を【AI inside】の責任の限 度とします。
 - 1 本サービスの全部又は一部について、連続して24時間未満の停止があった場合には、 賠償責任を負わないものとします(なお、本サービスの利用料金の減免はされません。)。
 - 2 本サービスの全部又は一部について、連続して24時間以上の停止があった場合には、 当該時間数を24(時間)で割ることにより算出される数の整数部分を停止日数とし、停止 が開始した月の前月から遡る1年間に生じた本サービスの利用料金(【利用者】が特約店 から本サービスの利用権を購入した場合、【AI inside】の定める標準金額によります。)を 365で除した額に停止日数を乗じた額(第3号により計算した金額がこれより少ない場合 は、同号により計算した金額)を限度とします(なお、本サービスの利用料金の減免はさ れません。)。ただし、第4条第1項又は第2項に定めるサービス停止については、【AI inside】は賠償の責任を負いません。
 - 3 前二号以外の場合には、責任の原因となる事由が生じた月(複数の月にわたる場合は、 最新のもの)の前月から遡る1年間に生じた本サービスの利用料金(【利用者】が特約店 から本サービスの利用権を購入した場合、【AI inside】の定める標準金額によります。)を 12で除した額を限度とします。
- 2. 前条第1項及び本条の規定にかかわらず、【AI inside】が本サービスを提供するにあたり【利用者】に生じたデータ、プログラムその他無体財産に対する損害及び特別損害・間接損害・派生的損害については、【AI inside】は一切賠償責任を負わないものとします。
- 3. 【AI inside】が本サービスに関連して【利用者】に対して負う責任は、契約不適合責任、債務不履行責任、不法行為責任等法律上の原因を問わず、第1項及び前項に定める範囲に限られるものとします。また、本サービスの全部又は一部の停止に関して【利用者】が得られる救済は、第1項に定めるものに限られるものとします。

第16条 (権利義務の譲渡)

【利用者】は、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づいて発生する権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保に供してはならないものとします。ただし、【AI inside】の事前の書面による承諾がある場合はこの限りではありません。

第17条 (通知)

- 1. 【AI inside】から【利用者】への通知は、電子メールの送信、書面の交付又は【AI inside】のホームページ若しくは【利用者】が利用する本サービスの画面への掲載等、【AI inside】が適当と判断する方法により行います。
- 2. 前項の規定に基づき、【AI inside】から【利用者】への通知を電子メールの送信の方法により行う場合、当該通知は、【利用者】の申込書記載の電子メールアドレス(変更した旨の通知があった場合には、当該変更後の電子メールアドレス)に宛てて送信されたときは、送信時に効力が生じるものとします。前項の規定に基づき、【AI inside】から【利用者】への通知を書面により行う場合、当該通知は、【利用者】の申込書記載の住所(変更した旨の通知があった場合には、当該変更後の住所)又は本店所在地に宛てて発送されたときは、当該書面が合理的に到達すべき時点に効力を生じるものとします。前項の規定に基づき、【AI inside】から【利用者】への通知を【AI inside】のホームページ又は【利用者】が利用する本サービスの画面への掲載の方法により行う場合、当該通知は、当該掲載がなされた時点に効力を生じるものとします。

第18条 (ユーザID及びパスワード)

- 1. 【利用者】は本サービスを利用するためのユーザID及びパスワード(API キーが発行されている場合は、API キーを含みます。以下、本項から第3項までにおいて同じ。)を第三者に開示、譲渡、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により【利用者】 その他の者が損害を被った場合、【AI inside】は一切の責任を負わないものとします。
- 2. 前項にかかわらず、【利用者】は、ユーザID及びパスワードを、【利用者】の業務委託先(以下「本件委託先」といいます。)に付与し、【利用者】が委託した業務の処理に必要な限度で、本件委託先に、本サービスを利用させることができます。また、【利用者】は、【利用者】が委託した業務の処理に必要な限度で、本件委託先に、【AI inside】の秘密情報を開示することができます。本件委託先による本サービスの利用は、【利用者】による利用とみなされます。【利用者】は、本件委託先に次の各号に掲げる義務を遵守させなければならず、本件委託先が違反した場合は【利用者】が本契約に違反したものとみなし、これにより【AI inside】に発生した損害を賠償する義務その他の責任を負うものとします。
- 3. 第三者が【利用者】のユーザID及びパスワードを用いて本サービスを利用した場合、当該行為は【利用者】の行為とみなされるものとし、【利用者】はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。ただし、【AI inside】の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
- 4. 【利用者】は、一人の者につき一つのユーザIDを使用させるものとし、【AI inside】が特に認めた場合を除き、複数の者(第2項に基づき【利用者】が本件委託先に本サービスを利用させる場合の本件委託先の役員及び従業員を含みます。)で一つのユーザ ID を共有してはならないものとします。

第19条(雑則)

- 1. 本契約の準拠法は日本国法とし、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2. 本契約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本契約の他の条項は、継続して完 全な効力を有するものとします。
- 3. 本契約の解釈若しくは本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合、又は本契約に 関し紛争が生じた場合には、【利用者】及び【AI inside】は誠意をもって協議し解決を図るもの とします。
- 4. 【利用者】が個人である場合、【利用者】は、事業として又は事業のために本契約の当事者となるものとします。これに反する場合、【利用者】は【AI inside】に対して、あらかじめ通知しなければならないものとします。
- 本契約においては、日本標準時における午前0時から翌午前0時を1日とします。

第20条 (反社会的勢力との取引排除)

両当事者は、以下の各号について表明し、保証するものとします。

- 1 自己若しくは自己の役員、重要な地位の使用人、又は経営に実質的に影響力を有する 株主等(以下「自己の役員等」といいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、 団体又はその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」といいま す。)ではなく、過去に反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと
- 2 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことがないこと
- 3 自己又は自己の役員等が反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなこと がないこと
- 4 自己又は自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していないこと、また今後もそのようなことがないこと
- 5 自ら又は第三者をして、相手方及び相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、 取引先等の関係先(以下「関係先等」といいます。)に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言 辞を用いず、相手方及び相手方の関係先等の名誉や信用を棄損せず、相手方及び相 手方の関係先等の業務を妨害しないこと

第21条(導入事例の公開)

【AI inside】は、【利用者】からの特段の申し入れがない限り、本サービスの導入企業の表示として、 【利用者】の名称及び企業ロゴを、【AI inside】の営業資料、IR 情報等の会社紹介資料(以上、有形・無形を問いません。)及び投影資料、ホームページ、展示会等の出展ブース等の営業媒体に使用することができるものとします。

以上

改訂履歷

2023年6月1日制定